

きぎょうじん
地域活性化起業人の活用に係る Q & A

令和 4 年 4 月 1 4 日
一部改正 令和 4 年 5 月 2 5 日
一部改正 令和 4 年 6 月 9 日
一部改正 令和 5 年 6 月 2 8 日
一部改正 令和 6 年 3 月 2 9 日

Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「企業派遣型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 派遣元企業と受入自治体のマッチング
 - ② 派遣元企業と受入自治体との間で協定書案を作成（別添「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」にて確認）
 - ③ 協定書に基づき協定を締結
 - ④ 人材の受入開始

Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。

- 「副業型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
 - ① 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
 - ② 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
 - ③ 副業型地域活性化起業人になろうとする者は、勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を事前に得る（受入自治体への承諾書等の提出）
 - ④ 契約書等に基づき契約等を締結
 - ⑤ 副業の開始

Q 3 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取する必要がありますか。

- 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

Q 4 制度の活用開始時期に期限はありますか。

- 制度の活用はいつでも可能です。なお、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。
- 派遣元企業に対する負担金など企業派遣型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費（上限額 年間560万円／人）について、年度の中途から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。
- また、副業型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費のうち報償費等（上限額 年間100万円／人）について、年度の中途から副業型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。なお、旅費については、支出した実額で措置されます（上限額 年間100万円／人）。

Q 5 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。

- 特別交付税は市町村に措置されるものですので、総務省から、派遣元企業に直接お支払いすることはありません。
- なお、企業派遣型地域活性化起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

Q 6 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。

- 企業派遣型地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度」推進要綱第3（1）①（イ）において、6月以上3年以内の期間、継続して受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。
- 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、派遣元企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

Q 7 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。

- 地域活性化起業人になろうとする者が三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることができます。
- ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。

Q 8 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。

- 「地域活性化起業人制度」は、市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。
- よって、地域活性化起業人は、受入自治体の希望する業務内容に対応できるノウハウや知見を十分に有していることが必要であり、受入自治体においては、派遣元企業や副業型地域活性化起業人になろうとする者と十分に協議し、そのノウハウや知見を確認の上、協定等を締結してください。
- また、別添「チェックリスト」にて確認するほか、特に以下に御留意ください。

- 企業派遣型地域活性化起業人においては、入社後3月未満の者や、派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

- ・ 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
- ・ 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

- 副業型地域活性化起業人においては、受入自治体での業務について、以下の要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となりますので、御留意ください。

- ・ 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- ・ 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

Q9 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。

- 地域活性化起業人については、企業派遣型及び副業型ともに、適切な就業時間の管理や労働者等の安全への配慮を実施する観点から、同一の人物が同時期に2つ以上の市町村で就業することはできません。
- また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできません。
- なお、企業派遣型及び副業型ともに、同一の人物を同一の受入自治体において受け入れる場合、本制度の対象は3年が上限となります。同一の人物について、現在の受入自治体以外の他の市町村で新たに地域活性化起業人として受け入れる場合は、企業派遣型及び副業型ともに同制度の対象となります。

Q10 副業型地域活性化起業人における留意点はありますか。

- 企業等に勤務する者が、市町村で副業を行う際は、市町村と副業型地域活性化起業人になろうとする者との間で、業務委託契約や雇用契約を締結することになりますが、雇用契約を締結するにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業のガイドライン（令和4年7月改訂）」を参考にしつつ、適切な労働時間の管理や労働者の安全への配慮を行ってください。
- また、業務委託契約を締結することも想定されますが、この場合であっても、就業時間が長時間とならないよう適切な配慮を行うほか、副業人材の健康確保に資する適切な措置を講じてください。なお、契約形式のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」と判断されれば、労働関係法令（具体的には労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等）が適用されますので、御留意願います。
- 副業を行うことにより、20万円以上の副収入がある場合は、個人による確定申告が必要となりますので、適切に対応するよう労働者等へ周知してください。

Q11 副業型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。

- 業務委託の契約書等については、主に以下のような項目を規定することが想定されます。
 - ・名称・趣旨
 - ・委嘱
 - ・業務内容
 - ・業務形態
 - ・委嘱期間
 - ・報償費・旅費等 等

Q12 副業型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。

- 受入自治体における滞在要件である「月1日」については、その業務内容に合わせ、要件である「月4日」や「月20時間」に含めても差し支えありません。
なお、「月1日」の滞在要件は、受入自治体内での地域住民や職員との対面での交流など、本制度の趣旨である地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大のために必要な要件としております。

Q13 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。

- 一般社団法人やNPO法人等は、推進要綱別紙1②の「企業等」に該当しますが、地域活性化起業人の対象としては、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象となりません。

【別添】

「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」

「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」